

葛飾区ヤングケアラー等に係るピアサポート等活動費助成金交付要綱

5 葛子子第 175 号

令和 5 年 5 月 16 日

区 長 決 裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、ヤングケアラー及びその家族が、地域で孤立することなく早期に相談等につながるができるための支援を行う地域活動団体（以下「団体」という。）に対し、当該支援に必要な経費について助成することにより、相談しやすい環境を整えることを目的とする。

(助成対象事業)

第 2 条 この要綱による助成金（以下「助成金」という。）の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、ヤングケアラー（本来大人が担うと想定される家事、家族の世話等を日常的に行っている小学生、中学生、高校生、大学生その他これに類する者をいう。）及びその家族（以下「ヤングケアラー等」という。）を対象に葛飾区（以下「区」という。）において、ヤングケアラー等の悩みを傾聴し、必要に応じて関係機関につなぐ支援活動で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) ヤングケアラー等同士の経験及び悩みを共有し合う活動
- (2) ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）、ICT機器等を活用したオンラインサロンの活動
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、葛飾区長（以下「区長」という。）が、ヤングケアラー等が相談しやすい環境整備に資する活動と認めるもの

2 助成対象事業を実施するときは、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 幅広い参加に努め、団体関係者等特定の者のみが参加する事業ではないこと。
- (2) 食事提供を行う場合は、区保健所の指導に従うとともに、飲食業の営業許可又は給食開始届等の必要な手続を行い、衛生管理及び安全の確保を行うこと。
- (3) 参加費は、無料又は材料費等の実費程度とすること。
- (4) 設備、周囲の環境及び運営時間に配慮するとともに、損害保険等に加入すること。
- (5) 参加者の安全に十分配慮すること。
- (6) 区からの活動状況の報告及び確認を求められた場合は、積極的に協力すること。
- (7) ヤングケアラー等の支援に関し、必要に応じ、区と連携及び協力を行うこと。
- (8) 活動により知り得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき適正に管理をすること。
- (9) 参加者は、区内に住所を有するヤングケアラー等であること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、区長が助成対象事業を実施するときに必要と認める要件に該当していること。

(助成対象団体の要件)

第3条 助成金の対象となる団体（以下「助成対象団体」という。）は、ヤングケアラー等を支援していくことを目的として活動し、又は活動を予定している団体で、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 代表者が明確であり、助成対象事業の実施に必要な構成員（おおむね5人以上）を有するもの
- (2) 別表(2)の項に定める日常的な支援活動を実施する場合は、申請日の属する年度において、継続して助成対象事業を実施する見込みがあるもの
- (3) 団体規約又はこれに準ずるもの及び構成員名簿を備えているもの
- (4) 営利、宗教及び政治的活動を目的とせず、公序良俗に反するおそれのないもの
- (5) 暴力団等の反社会的勢力でないこと及び構成員が反社会的勢力の構成員ではないもの

(助成対象経費)

第4条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、次に掲げる経費のうち、区長が別に定める要領（以下「要領」という。）で定めるもの及び区長が必要と認めるものとする。

- (1) 報償費
- (2) 需用費
- (3) 役務費
- (4) 使用料・賃借料
- (5) 委託料
- (6) 備品購入費
- (7) 負担金

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、助成対象経費としないものとする。

- (1) 助成対象事業にかかわらない団体の活動経費
- (2) 助成対象団体の構成員の会合飲食費
- (3) 助成対象事業を実施するために支出したことが確認できない経費
- (4) 前3号に掲げるもののほか、要領で定める費用

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、別表の助成金の区分の欄及び活動の条件等の欄に応じ、同表助成金の上限額の欄に定める額を上限とし、同表助成金の額の欄に定める額（助成対象事業に係る収入がある場合にあっては、当該額と、助成対象事業に係る経費の総額から当該収入を差し引いた額を比較して、いずれか低い方の額）（1,000円未満切捨て）の合計額とする。

2 助成金の額は、予算の範囲内の額とする。

(助成の制限)

第6条 助成金の申請は、1の助成対象団体につき同一年度内1回限りとする。ただし、区長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 助成対象事業のうち区から他の制度による補助金を受ける事業は、第2条の規定にかかわらず助成対象事業としない。

(助成金の交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする助成対象団体は、要領で定める申請書及び必要な書類を、区長の指定する日までに、区長に申請しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第8条 区長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定したときは、要領で定める通知書により、当該申請をした助成対象団体に通知しなければならない。

(助成金の交付)

第9条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた助成対象団体（以下「交付決定団体」という。）は、速やかに要領で定める請求書により、区長に助成金の交付を請求しなければならない。

2 区長は、前項の規定による請求があった場合は、速やかに概算払により助成金を交付決定団体に交付する。

(助成金の交付決定の変更)

第10条 前条第2項の規定により助成金を交付された交付決定団体は、助成金の交付を受けた後に、助成金の交付を受けた事業（以下「交付決定事業」という。）の助成金の額に増額が生じる又は生じる見込みのあるときは、要領で定める申請書及び必要な書類を、区長が指定する日までに区長に提出し、区長の承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付決定変更の承認の可否を決定したときは、要領で定める通知書により、当該申請をした助成対象団体に通知するものとする。

3 前項の規定により助成金の交付決定の変更に係る承認を受けた団体は、速やかに要領で定める請求書により、当該変更により増額となった分の助成金について、区長に請求するものとする。

4 区長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに概算払により助成金を当該請求をした交付決定団体に交付する。

(交付決定事業の変更・中止又は廃止の報告)

第11条 第9条第2項又は前条第4項の規定により助成金を交付された交付決定団体は、交付決定事業について、次の各号のいずれかに該当した場合は、速やかに要領で定める報告書及び必要な書類を区長に提出しなければならない。

- (1) 交付決定事業を実施する団体の代表、所在地等に変更が生じたとき。
- (2) 交付決定事業の内容を変更しようとするとき又は変更したとき。
- (3) 交付決定事業の遂行が困難となり中止し、若しくは廃止しようとするとき又は中止し、若しくは廃止したとき。

(実績報告)

第12条 交付決定団体は、交付決定事業の終了後1箇月以内又は区長の指定する日までに、要領で定める報告書及び必要な書類により、区長に報告しなければならない。前条の規定により、変更、中止又は廃止の報告をした場合も、また同様とする。

- 2 区長は、前項の規定による報告を受けた場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、その報告に係る交付決定事業の実績が、助成金の交付決定の内容に適合するものであるかを調査するものとする。
- 3 区長は、前項の規定による審査の結果、適当と認めるときは、助成金の額を確定し、要領で定める通知書により、交付決定団体に通知し、概算払の精算をするものとする。

(助成金の返還)

第13条 前条第3項の規定による精算により、区長から助成金の返還の命令を受けた交付決定団体は、区長が定める日までに区長に返還しなければならない。

(助成金の交付決定の取消し)

第14条 区長は、交付決定団体が次の各号のいずれかに該当した場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
 - (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 前2号のほか、この要綱の規定、助成金の交付決定の内容又はこれに付けた条件若しくは法令等に違反したとき。
 - (4) 交付決定事業について、区以外の公共的団体等からの補助金等(物品支給の場合は、その相当額とする。)を受け、区の助成金と合計して総事業費を上回ったことが判明したとき。
- 2 区長は、前項の規定により助成金の交付決定の取消しをした場合は、速やかに交付決定団体に要領で定める通知書により通知し、及び当該助成金の返還を命じなければならない。
 - 3 前項の規定により助成金の返還の命令を受けた交付決定団体は、区長が定める日までに区長に当該助成金を返還しなければならない。

(帳簿等の保管)

第 15 条 交付決定団体は、収支を明らかにした一定の帳簿、関係書類を整理して、助成金の交付を受けた日の属する会計年度の翌年度の 4 月 1 日から 5 年間保存し、区長からの求めに応じて随時提出できるよう整備しておかなければならない。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めのない事項については、葛飾区補助金等交付規則（昭和 40 年葛飾区規則第 55 号）の定めるところによるものとし、その他この要綱の施行に関し必要な事項は、子育て支援部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 16 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

別表（第5条関係）

助成金の区分	活動の条件等		助成金の額	助成金の上限額
(1) 助成対象事業立上げ経費	新たに助成対象事業を開始する場合に、立上げに係る費用を助成する。		助成対象経費の全額	200,000円
(2) 助成対象事業運営経費	日常的な支援活動	原則として月1回以上実施した場合は、運営に係る費用を助成する。ただし、備考4に定める場合はこの限りでない。	助成対象経費の全額	300,000円
		助成金を申請する日の属する年度の末日において、活動実績が1年以上であり、原則として週1回（複数の活動拠点がある場合は合算可）以上実施した場合は、運営に係る費用を助成する。ただし、備考4に定める場合はこの限りでない。	助成対象経費の全額	600,000円

備考

- 1 助成対象事業立上げ経費については、助成対象事業の開始日の属する年度及びその前年度に要した経費で、助成対象事業の開始日前までの経費を対象とする。
- 2 助成対象事業運営経費については、助成金を受けようとする年度に要した経費を対象とする。ただし、助成対象事業立上げ経費を除く。
- 3 助成対象事業運営経費の助成金の上限額については、助成金を受けようとする年度の途中から事業を開始する場合は、助成金の上限額に実施月数を12月で除した月数を乗じた金額を助成金の上限額とする。
- 4 (2)の項活動の条件等の欄に規定する「月1回以上」又は「週1回以上」の実施の条件について、次のいずれかに該当する場合は、実施しなかった又は実施しない月又は週がある場合も活動の条件に反しないものとする。
 - (1) 天候不順、疫病等の理由により、安全確保のため実施すべきではないと判断し、活動を実施しない又は活動を中止した場合
 - (2) 活動への参加の申込み及び予約が無く、参加が見込めない場合
 - (3) 会場が、改装工事等により使用できず、事業の実施が困難な場合
 - (4) その他区長が認める場合